

環循適発第 2305011 号

環循規発第 2305015 号

環循施発第 2305011 号

令和 5 年 5 月 1 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民生活を維持し社会経済を支えるために必要不可欠な廃棄物処理に係る業務の継続と感染症対策の両立について、関係の皆様日々御尽力いただいていたことに改めて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 18 条に基づく基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）や業種別ガイドラインに沿って対応いただいていたところであるが、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、本年 5 月 8 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型コロナウイルス感染症の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更されることとなった。

これを受け、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の取扱い等について整理したので、貴職におかれては下記の事項について御了知の上で、貴管内市町村、廃棄物処理業者及び排出事業者へ周知いただき、円滑な廃棄物処理の実施に遺漏なきようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第1 各種ガイドラインの取扱い等について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることに合わせて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることとなる旨が別添のとおり示された。

このため、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更される本年5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となり、政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組んでいただくこととなる。

また、これを受け、環境省において策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び一般財団法人日本環境衛生センター・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにおいて策定した「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」については、本年5月8日以降、政府として一律に実践を求めるものではなくなるものの、これらガイドラインの内容は廃棄物処理に関係する各主体が感染症対策に取り組む上で有用であると考えられることから、今後も引き続き御活用いただきたい。特に、廃棄物処理事業継続計画の策定等による事業継続のための取組については、新型コロナウイルス感染症の位置づけに関わらず、災害への平時の備えとしても重要であることから、引き続き必要な取組を実施されたい。

なお、別添「(3) 位置づけ変更後の新たな変異株出現等への対応」にもあるとおり、新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更後においても、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに必要な対策を講じることとし、新たな変異株を感染症法上の「指定感染症」などに位置付けたうえで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部等を設置し、基本的対処方針に基づく要請を行う可能性があるとして、御承知おきいただきたい。

### 第2 通知及び事務連絡の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることに合わせて、廃棄物処理施設の点検及び機能検査の頻度についての特例やポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等に係る届出について整理した以下の通知は廃止する。

- ・ 廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について  
(通知) (令和2年4月10日付け環循適発第2004102号・環循規発第2004101号  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に規定する義務の履行への対応について（通知）（令和2年4月28日付け環循施発第2004282号環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知）

新型コロナウイルス感染症に関するその他の通知及び事務連絡については、5類感染症への変更を受け、日常における基本的な感染対策については主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となることを踏まえて適用されたい。また、廃棄物処理事業継続計画の策定等による事業継続のための取組については、新型コロナウイルス感染症の位置づけに関わらず重要であることから、引き続き必要な取組を実施されたい。あわせて、電子メール等を利用した書類の提出の活用を始めとする書類の提出等に関する柔軟な対応等についても引き続き推進されたい。

### 第3 新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。）第7条の8第1項第7号及び同条第3項においては、新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管の上限を拡大する旨規定しているが、当該条項は新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由による保管の場合に限って適用されるものであるところ、5類感染症は同号の新型インフルエンザ等に含まれない。

したがって、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることにより、廃掃法施行規則第7条の8第1項第7号及び同条第3項の適用がなくなることに留意されたい。

事務連絡  
令和5年3月31日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う  
業種別ガイドラインの廃止  
及び位置づけの変更の際しての事業者の取組への支援について（依頼）

業種別ガイドラインにつきましては、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る観点から、業界ごとに適切な感染防止策を取りまとめ、適宜見直されており、政府としても、基本的対処方針に基づき、事業者及び業界団体による業種別ガイドラインの実践等を促進してきたところです。

基本的対処方針においては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後は、同方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、政府は、事業者等の自主的な感染対策の取組に対し、情報提供等の支援を行うこととしています。

これらを踏まえ、業種別ガイドライン廃止の際しての留意事項や位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症に関する基本的な感染対策の考え方等を下記の通り取りまとめましたので、関係府省庁においては、所管団体に対し取組の参考としていただけるよう情報提供するとともに、所管団体からの求めに応じた助言等の対応をお願いします。

（１）業種別ガイドラインの廃止の際しての留意事項

- ①業種別ガイドラインの廃止後においても、各業界等において新型コロナウイルス感染症対策として自主的な取組を検討する場合には、必要に応じ、（２）に示す「位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症に関する基本的な感染対策の考え方」を参考として下さい。
- ②これまで業種別ガイドライン等に基づく新型コロナウイルス感染症対策として活用してきた備品等<sup>※1</sup>及び職場での取組<sup>※2</sup>の取扱いについては、感染対策や業務効率化等の観点から、利用者・従業員の意向等も踏まえ、各事業者又は業界ごとに適宜判断いただいて差し支えありません。

※1【備品等の例】検温器、パーティション、二酸化炭素濃度測定器

⇒これらの取扱いとしては、引き続き感染対策として活用・保管することや、感染対策上不要となったものにつき、再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）すること等が考えられます。

また、補助金等により取得した（または効用の増加した）財産を処分する場合には、交付行政庁が定める一定の要件（補助対象財産の取得価格が単価 50 万円未満 等）を満たす必要があるため、その取扱いについては交付要綱等をご確認いただき、必要に応じ交付行政庁にお問い合わせ下さい。

※2【職場での取組の例】テレワーク、時差出勤、テレビ会議

③ 関係府省庁においては、①②を含めた位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症対策の取組に関する所管団体からの問合せ・相談等に対し、助言・回答等の対応をお願いします。その際、不明点があれば、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室にご連絡ください。

<参考>内閣官房新型コロナウイルス感染症ホームページ（事業者向けに業種別ガイドライン等に関する情報を集約）

位置づけ変更後の事業者の取組に役立つ情報等についても順次掲載予定。



URL : <https://corona.go.jp/guideline/>

## (2) 位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症に関する基本的な感染対策の考え方

政府は、現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、基本的対処方針において、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策の実施を個人や事業者に求めています。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更により、感染対策は、政府として一律に求めることはなくなり、「個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたもの」として政府が感染症法に基づき情報提供することとなります。業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げません。

このため、政府としては、位置づけ変更後の個人や事業者の自主的な感染対策の取組を支援するため、基本的な感染対策の考え方として、別添「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年3月31日）の通り示しています。

## 【概要】

### ①基本的な感染対策の考え方

#### ○マスクの着用

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨<sup>※3</sup>。

※3 「マスク着用の考え方を見直し等について」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和5年2月10日）を参照。

#### ○手洗い等の手指衛生、換気

新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効。

#### ○「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）。

### ②基本的な感染対策の実施に当たっての考え方

感染対策の見直しに当たっては、以下のように、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮。

・ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策<sup>※4</sup>の有効性

※4 飛沫感染対策、エアロゾル感染対策、接触感染対策

・実施の手間、コスト等を踏まえた費用対効果

・人付き合い、コミュニケーションとの兼ね合い

・他の感染対策との重複、代替可能性 など

### （3）位置づけ変更後の新たな変異株出現等への対応

位置づけ変更後にオミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに必要な対応を講じることとし、新たな変異株を感染症法上の「指定感染症」などに位置付けたうえで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部等を設置し、基本的対処方針に基づく要請を行う可能性があります。

以上